

■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

【特例措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

【課税特例の要件】

- ①先進性を有すること
- ②対象事業の売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5% かつ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること
- ③総投資額が2,000万円以上であること
- ④前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること

【上乗せ要件】

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること

<先進性に関する基準>

ア 開発又は生産する製品の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用した製品
- ・既存技術等を活用しつつも、顧客ニーズ等に対応した新たな製品

イ 開発又は提供する役務の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用したサービス
- ・既存技術等を活用しつつも、顧客ニーズ等に対応した新たなサービス

ウ 製品の生産又は販売の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業
- ・同業他社の一般的なとは異なる販売方式を含む事業

エ 役務の提供の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業

【問合せ先】

関東経済産業局地域経済部企業立地支援課、TEL048-600-0272